

議案第24号

葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

子ども・子育て支援法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年葛飾区条例第6号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。